

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年2月23日(2017.2.23)

【公表番号】特表2016-507331(P2016-507331A)

【公表日】平成28年3月10日(2016.3.10)

【年通号数】公開・登録公報2016-015

【出願番号】特願2015-558969(P2015-558969)

【国際特許分類】

A 6 1 B 17/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 17/00 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成29年1月23日(2017.1.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

血栓除去装置であって、

遠位端を持つ配送ワイヤ；

前記配送ワイヤの遠位端で実行される処理部(113)であり、前記処理部は遠位端または近位端を持つ軸体を持ち、

前記軸体の近位端にあって、そして軸体の近位端の一部を覆う近位フロー制限部(121)を持ち、前記近位フロー制限部は、前記処理部の前記近位端の外部の構成に適合する構造を持ち、そして前記軸体とは別個の材料片からなり、そして前記近位フロー制限部の一端は自由に作動する、前記血栓除去装置。

【請求項2】

前記軸体が単一の材料片からなる、請求項1の血栓除去装置。

【請求項3】

前記近位フロー制限部の一端が、前記近位フロー制限部の配送及び拡張時に、その長さ又は形態の変化を可能にすることが出来るよう自由に作動する、請求項1の血栓除去装置。

【請求項4】

前記近位フロー制限部が、第一のより小さいコンパクト化された形状、及び前記装置がマイクロカテーテルから開放されるときに、第二のより大きい拡張された形状を有する、請求項1又は2の血栓除去装置。

【請求項5】

前記軸体の遠位端がテーパー状である、請求項1、2又は4のいずれか1項の血栓除去装置。

【請求項6】

前記軸体の近位端がテーパー状である、請求項1、2又は4のいずれか1項の血栓除去装置。

【請求項7】

遠位マーカーが前記軸体の遠位端に位置する、請求項1の血栓除去装置。

【請求項8】

近位マーカーが前記軸体の近位端に位置する、請求項1の血栓除去装置。

【請求項 9】

前記近位フロー制限部が編まれた構造である、請求項 1 - 8 のいずれか 1 項の血栓除去装置。

【請求項 10】

前記近位フロー制限部が軀体の外表面を覆う、請求項 1 - 9 のいずれか 1 項の血栓除去装置。

【請求項 11】

前記近位フロー制限部及び前記拡張可能な部材は超弾性または形状記憶材料からなる、請求項 1 - 10 のいずれか 1 項の血栓除去装置。

【請求項 12】

前記近位フロー制限部は、軀体の長さの約 2 - 50 % の長さに沿って伸長する、請求項 1 - 11 のいずれか 1 項の血栓除去装置。